平成２５年（フ）第１４７号
神奈川県平塚市御殿１丁目21番27号　わかばハイツ101号、前住所神奈川県平塚市大神2696番地の３
債務者　具志小百合
１　決定年月日時　平成25年４月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１４８号
神奈川県平塚市御殿１丁目21番27号　わかばハイツ101号、前住所神奈川県平塚市大神2696番地の３
債務者　長井輝男こと　ＮＡＧＡＩ　ＳＩＬＶＩＯＴＥＲＵＯ
１　決定年月日時　平成25年４月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５号
静岡県富士市中央町２丁目10番30号　セーフティメゾン中央町206号
債務者　阿南　慎治
１　決定年月日時　平成25年４月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１６０号
京都府城陽市寺田水度坂15番地の154　ラピス水度坂21号
債務者　吉川　博信
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２４２号
京都市右京区西院東貝川町24番地　シェルブリュー四条403
債務者　平　富士夫
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３１３号
京都市下京区松原通西洞院東入藪下町２番地モア五条302
債務者　穴井　太一
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３３３号
香川県木田郡三木町大字朝倉1159番地
債務者　久保　和美
１　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第８４号
香川県さぬき市志度2304番地５
債務者　長町登美子（旧姓岡山）
１　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時40分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１２号
香川県三豊市山本町財田西549番地
債務者　山岡　浩基
１　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２５年（フ）第１３号
香川県三豊市山本町財田西549番地
債務者　山岡加代子
１　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２５年（フ）第１１号
福岡県築上郡吉富町大字今吉145番地
債務者　中島　律子
１　決定年月日時　平成25年４月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第２８号
佐賀県佐賀市本庄町大字本庄831番地２　コーポ若楠Ｂ207号
債務者　小川　真二
１　決定年月日時　平成25年４月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４３号
佐賀市高木瀬東６丁目７番833号県営城北団地
債務者　山口ゆかり
１　決定年月日時　平成25年４月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６６号
佐賀県佐賀市本庄町大字本庄1210番地３　シティメイト西11号
債務者　栄興産こと　犬走　　保
１　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６７号
佐賀市高木瀬東３丁目５番20号、住民票上の住所佐賀市久保泉町大字川久保2120番地７
債務者　山口　孝信
１　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６８号
佐賀市大和町大字久池井2539番地15レオパレスリジェール108
債務者　森田　善行
１　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７６号
佐賀県佐賀市大財北町５番２号　鶴アパート６号
債務者　伊東とき子
１　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係